

4月11日（日）は鬼北町長選挙及び 鬼北町議会議員選挙の投票日です

☎ 鬼北町選挙管理委員会 内線 2290

選挙は、住民の声を政治に生かす最大の機会です。
お金のかからない、きれいな選挙を実現するため、
みんなで正しいルールを守って、あなたの意思で投票
するようにしましょう。



明るい選挙
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

◆投票時間

4月11日（日）午前7時から午後8時まで（一部の投票所については午後7時まで）の間、町内18の投票所で一斉に投票を行います。

投票の際には、入場券をお持ちください。入場券を忘れた方、また紛失された方は、投票所で再交付しますので、係にお申し付けください。

◆投票できる人

この選挙で投票できる方は、令和3年1月5日以前から鬼北町の住民基本台帳に登録されている方（他の市町村からの転入者にあつては、令和3年1月5日以前に転入届をした方）で引き続き鬼北町に住所を有し、かつ平成15年4月12日以前に生まれ、鬼北町選挙人名簿に登録されている方です。ただし、失権者を除きます。

◆期日前投票制度

投票は、投票日当日に行うことが原則ですが、仕事やレジャー等で当日投票所に向いて投票することができない場合は、投票日の前であっても投票することができる制度です。

期日前投票をされる方は、告示日の翌日（4月7日）から投票日前日（4月10日）までに期日前投票所（鬼北町役場2階応接室または鬼北町役場日吉支所1階会議室）で投票してください。受付時間は、午前8時30分から午後8時（日吉支所は午後6時）までです。

ただし、選挙の当日には18歳を迎えるが、期日前投票をしようとする日には未だ17歳である方は、期日前投票所に来られても、従来の不在者投票での投票となりますので、ご注意ください。

◆不在者投票制度

都合で他の市町村に滞在されている方などは、不在者投票制度により次の方法で投票することができます。

- ①滞在地から請求して行う場合
- ②不在者投票ができる病院や老人ホーム等に入院・入所している方で、その施設長が本人の申し出により請求する場合
- ③身体障害者手帳や介護保険被保険者証等を持ち要件に該当する方で、選挙管理委員会に事前に申請されている方が郵便で請求する場合

◎不在者投票の手続

- ①鬼北町選挙管理委員会に投票用紙等を請求（請求書は鬼北町ホームページからダウンロード可）
- ②届いた投票用紙等を持って、お近くの選挙管理委員会で投票（投票されたものは鬼北町に送付されてきます。）

★不在者投票請求期間

3月30日（火）～4月10日（土）まで

★投票期間

4月7日（水）～4月10日（土）

★投票場所

お近くの市区町村選挙管理委員会（不在者投票所）

※ 郵送での送受となり時間を要しますので、早めのお手続きをお願いいたします。

【投票用紙等請求先】

798-1395

北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1

鬼北町選挙管理委員会

※詳しいことは、
鬼北町選挙管理委員会にお問い合わせください。